

横浜市では、市内に在住している被爆者健康手帳の交付を受けた方に対して、次のような援護事業を実施しています。

また、被爆者健康手帳の交付を受けた方の実子の方に対して、医療費の助成も実施しています。

区分	内容	申請対象者	申込、問合せ先
援護費の支給	年額10,000円を支給 (12月下旬支給)	横浜市に住民登録がある被爆者健康手帳の交付を受けた方で、基準日（11月1日）に市内に在住しており、令和7年11月17日までに申請手続を済ませた方（ただし、毎年申請する必要はありません。） 注意：11月1日に市外転出及び死亡された方は支給されません。	●各区福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係
はり・きゅう・マッサージ療養費の助成	月額3,000円を限度として助成 (年4回・四半期ごと)	被爆者健康手帳の交付を受けた方 ※事前の承認が必要です	●健康福祉局 健康推進課 (TEL：671-2451) (FAX：663-4469)
被爆者の子医療費の助成	横浜市が指定する疾病で医療を受けた場合、自己負担相当額の医療費を助成 (入院時の食事についても標準負担額を助成)	医療を受けた時に、横浜市に在住で、かつ、被爆者のこども健康診断受診証（神奈川県発行）を所持している方	
敬老特別乗車証の交付 (70歳以上)	市内のバス（一部、市外区間含む）、市営地下鉄、金沢シーサイドラインを利用できる乗車証の交付 【無料】	被爆者健康手帳の交付を受けた方	●各区福祉保健センター 高齢・障害支援課 ●健康福祉局 高齢健康福祉課 (TEL：671-2406) (FAX：550-3613)
市営住宅入居の優遇制度	・特認B組として、当選率を一般組の3倍優遇 ・収入基準（世帯月収額）を一般世帯に比べて緩和	申込者又は同居親族が以下のいずれかの交付受けている世帯 ・被爆者健康手帳 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第30条に規定する医療特別手当証書又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し	●横浜市住宅供給公社 市営住宅課 (TEL：451-7777) (FAX：451-7769) ●建築局 市営住宅課 (TEL：671-2923) (FAX：641-2756)
市民税県民税減免措置	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条に規定する医療の給付、第17条に規定する医療費の支給、第18条に規定する一般疾病医療費の支給を受けている期間中に到来する納期に係る市民税県民税の一部減免	左記の医療の給付等を受けている方で、申請により納税困難と認められる方	●各区役所 税務課 市民税担当